

第四章 推進方策の検討

1 市民・事業者・市の役割による景観形成の推進

景観形成を推進するためには、市の取り組みはもちろんのこと、市民も事業者も積極的に取り組んでいくことが不可欠です。そのためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場から積極的に努力するとともに、それぞれが協働で推進することも重要となります。

市民、事業者、市は、景観形成に向けて次のような役割の推進に努めることとします。

■市民の役割

市民は、景観形成の主体として良好な景観が共有の財産となるよう良好な景観を守り、育み、創り出す役割を担っています。また、市が行う景観形成に関する施策に協力・参加するとともに、自ら積極的に景観形成を目指して取り組むことに努めます。

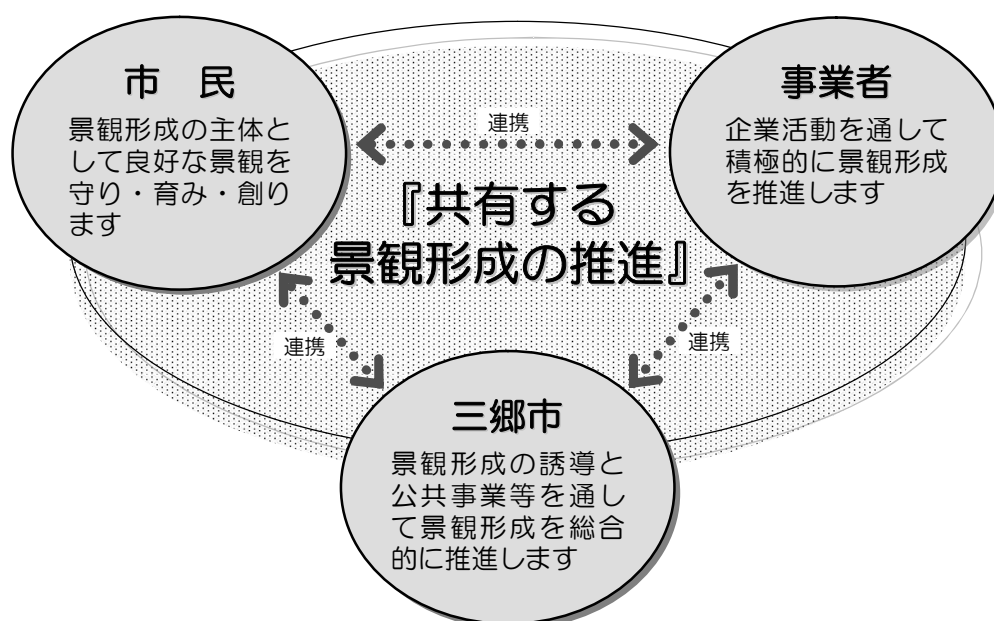
■事業者の役割

事業者は、市が行う景観形成に関する施策に協力・参加するとともに、企業活動を通して、自ら積極的に景観形成を目指して取り組むことに努めます。また、関連団体等においても景観形成に配慮した取り組みの推進を図ります。

■市の役割

市は、景観形成を総合的に推進する役割を担っており、景観形成における誘導を行うとともに、公共事業による直接的な景観形成や仕組みづくりに努めます。また、国や県等との連携を図りながら景観形成の推進を図ります。さらに、市民や事業者が景観形成に係わることができるよう、さまざまな手法を活用するとともに、市民や事業者の景観形成への取り組みを支えることに努めます。

■市民・事業者・市の役割と連携図



2 景観形成の推進方策

良好な景観形成は長期的な展望に立って取り組む必要があります。今後、市とともに市民と事業者が取り組むべき景観形成推進方策の具体案を以下に記述します。なお今後は、これらの中から実行可能なものを選んで推進していくことが重要となります。

(1) 景観形成の誘導等による推進

推進方策の重要となる柱の一つが、景観法、景観計画及び景観条例に基づく景観形成誘導等の推進です。今後の景観計画及び景観条例の運用開始に向けた次の取り組みを行います。

- 景観計画の策定

- ・景観行政団体（市）が景観法に基づいて、景観計画の区域や方針、行為の制限等について定めるもので、良好な景観を形成するための基本となる計画を策定します。

- 景観条例の制定

- ・景観条例は、景観法に基づいた委任条例及び自主条例で、景観計画の区域内における行為の制限や届出、規制、罰則などを具体的に定めます。

- 景観計画・景観条例の運用開始

- ・景観計画区域内の届出等の業務を開始し、良好な景観形成に向けた誘導等を行います。

(2) 公共事業を主体とした景観形成の推進

景観形成を図るうえで、道路、公園、河川、公共建築物等の公共事業は重要な役割を担っています。そのため、その整備においてはこれらが景観形成のお手本として、先導的な役割を果たすよう十分配慮する必要があります。

①景観形成に配慮した公共事業の推進

公共事業は、市民や事業者が景観形成の先導的な規範を示すとともに、良質な整備が求められます。そのため、次の事項に配慮した整備等の推進を図ります。

- 景観計画・景観条例に沿った良好な景観整備の推進

- 関連する他の事業や施設等との調整

- 市民・事業者のお手本となる景観整備の推進

- 国や県などの補助制度を活用した景観整備の推進

②公共事業に対する景観ガイドラインの作成

先導的な規範や良質な整備を推進するためには、景観形成の具体的な技術指針（ガイドライン）が重要となります。そのため、公共事業に関する景観ガイドラインの検討を行います。ガイドライン作成に際して定めるべき事項を次に挙げます。

- 公共事業景観形成の基本的な考え方

- ・公共事業における景観形成の目指すべき方向づけを検討します。
- ・パブリックデザイン等の基本的な方針を検討します。

- 事業別のガイドライン
 - ・道路、公園、河川、公共建築物等別に景観の技術指針を検討します。
- 特に定めるべきガイドライン（技術指針）
 - ・色彩及び緑化手法の技術指針を検討します。
 - ・サイン等の技術指針を検討します。
- 景観形成の理解を深めるための資料
 - ・景観形成チェックリストの作成を検討します。
 - ・景観整備の参考事例の作成を検討します。

（３）景観形成に関するモデル事業の検討

景観形成に重要となる施設等をモデルとして整備することによって、良好な景観形成が可能となります。そのため、景観形成に関するモデル事業を検討します。

- 景観形成に重要な役割を果たす公共建築物及び工作物
- 商業・業務地や住宅地と一体になった道路整備やポケットパーク等の整備
 - パブリックデザイン／道路（歩道・車道）と住宅地の調和
- 水辺の優れた特性を活かした河川や水路の整備
- 景観形成に重要な役割を果たす公園の整備
- その他、モデル事業に相応しい施設等の整備

（４）「市民等による景観まちづくり活動」への支援

すでに市民や事業者において、景観形成に係わる活動等を行っている団体があります。また、積極的に参加・協力の意志をもっている市民等がおられます。これらの市民等の参加・協力をより高めるため、次のような推進策を検討します。

- 市民や事業者が景観形成に係わる活動の促進
 - ・すでに実施されている活動を含め、景観形成に係わる道路や河川、公園等の緑化・清掃等の活動を促進します。
- 景観形成活動の推進団体等の登録
 - ・各種の景観形成活動等の担い手を育成するため、一定の要件を満たす推進団体等の登録制度を検討します。
 - 景観形成に係わるNPO法人／グループ等

（５）「市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識の高揚」支援

市民や事業者に対する景観推進への関心や理解、意識の高揚を深めるためには各種の啓発・支援事業が重要となります。そのため、景観形成に係わる情報や機会の提供、表彰制度及び支援制度を検討します。

- 景観形成に関する広報活動の推進
 - ・広報紙やホームページを活用した情報発信を促進します。
 - ・三郷市の優れた景観資源などを紹介したパンフレット、ガイドブック等の発行を検討します。

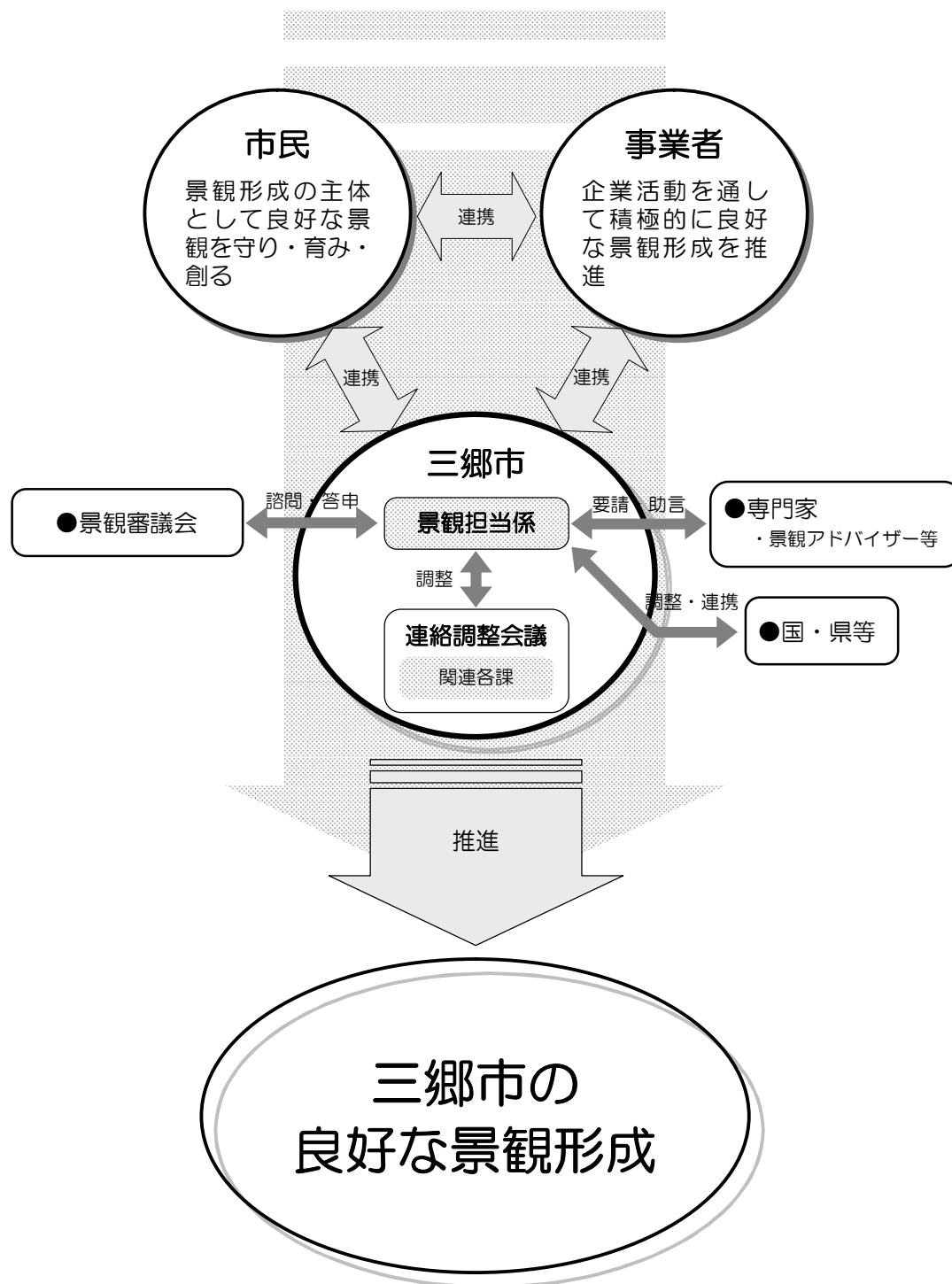
- ・施設や通り等の愛称づけの公募を検討します。
- 景観形成に関するイベント活動の推進
 - ・景観やまちづくりに関するシンポジウム・フォーラム等の開催を検討します。
 - ・三郷市の景観資源などを巡る景観ウォッチング等の開催を検討します。
- 優れた景観、活動等の表彰制度
 - ・優れたまち並みや建築物、工作物等の景観施設、または景観形成の活動等についての表彰制度を検討します。
 - まち並み界限景観賞／建築景観賞／活動景観賞など
- 景観形成や活動への支援制度
 - ・良好な景観形成に寄与する事業について、整備費の一部の助成を検討します。
 - 通りに面した緑化／屋上・壁面緑化／ブロック塀等の改善／広告物等
 - ・良好な景観形成に寄与する活動について、活動費の一部の助成を検討します。
 - 各種の緑化・清掃活動／研修活動等

(6) 景観形成推進の取り組み体制の検討

今後の景観行政として、市民及び事業者の参加・協力を得ながら推進していくために取り組み体制を検討します。特に景観行政の実施段階においては、市の「景観担当係」を中心に次のような総合的な体制のもとで景観形成の推進を行っていく必要があります。庁内における推進体制の整備や職員意識に係わる検討と景観担当係を中心とする取り組み体制図を次に示します。

- 景観担当係の設置
 - ・景観推進に関わる関連各課との連絡調整や、市民及び事業者への行政窓口業務、専門家への助言要請、景観審議会への諮問、国・県等との調整などを行う「景観担当係」の設置を検討します。
- 景観行政調整会議の設置
 - ・景観行政を総合的、且つ体系的に推進するため、関連各課相互の連絡調整の場として「景観行政調整会議」の設置を検討します。
- 職員の景観の理解・意識の向上
 - ・良好な景観形成を総合的に推進するためには、景観担当係の職員はもちろんのこと、関連各課職員の「景観の理解と意識の向上」が必要となります。そのため、継続的に行われる「調査・研修会等」の開催を検討します。
- 景観審議会の設置
 - ・景観審議会は、景観条例に基づいて設置されるもので、景観形成に関する重要な事項について審議する機関です。審議会は、市長の諮問に応じて行うもので、市民等の景観形成に関する異議申し立てなども第三者機関として審議を行うことができます。これらの役割を担う景観審議会の設置を検討します。

■ 取り組み体制図



3 景観計画の方向づけ

景観計画は、法に基づいて具体的な方針や基準等の内容を定める重要な計画策定です。その大項目の基本形は法において盛り込むべきものが、次の（１）や（２）として定められていますが、三郷市の独自の取り組みを含めて、特に強調すべきことや新たに盛り込むべきことを大項目としてあげるものとし、その方向づけを次の一覧表に取りまとめます。

（１）定めるべき事項

景観法において、景観計画に「定めるべき事項」とされている項目で、大項目として景観計画の区域や同区域における良好な景観形成の方針、行為の制限、景観重要建造物・樹木の指定があります。

この中で特に行為の制限は、届出制度に基づく規制等の基準づくりが必要であり、景観行政の柱となる重要事項です。

（２）必要に応じて定めればよい事項

景観法において、景観計画に「必要に応じて定めればよい事項」とされている項目で、大項目として屋外広告物の表示等や景観重要公共施設の整備・占用許可等、景観農業振興地域整備計画、自然公園法に関するものがありあます。三郷市において該当しないものもあり、選択しながら設定することとなります。

（３）上記のほかに定めるべき事項

この事項は、上記（１）と（２）とは異なり、景観法において特に記述がなされていない事項ですが、三郷市の景観行政を推進する上で、特に強調すべきや盛り込みの必要がある項目などをあげます。例えば、重点地区候補の中から地区を定めることや、市民・事業者の発意による提案制度、支援制度などが考えられます。

(4) 景観計画に盛り込むべき大項目の方向づけ

景観計画で検討すべき事項の大項目を挙げ、方向づけ欄において盛り込みの判断を行っています。なお、詳細な内容の検討に基づく設定は景観計画の策定で行います。

■方向づけ一覧表

凡例 ○：盛り込む ×：盛り込まない

種別	大項目 (→は例示)	方向づけ	備考
■定めるべき事項	●景観計画の区域	○	・市全域
	●景観計画区域における良好な景観形成に関する方針	○	・三郷市らしさの特徴づけ
	●良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	○	
	①届出対象行為（建築物、工作物、開発行為、屋外における土石・廃棄物・再生資源等の堆積）	○	
	②勧告・変更命令基準	○	
	③景観形成基準（色彩を含む建築物等の誘導等の基準）	○	
	●景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	○	・但し、指定対象がある場合
■必要に応じて定めればよい事項	●屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	○	・県の同条例との連携
	●景観重要公共施設の整備に関する事項	○	・重要河川など
	●景観重要公共施設の占用許可等の基準	○	
	●景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	×	・該当しない
	●自然公園法の許可の基準	×	・該当しない
■上記のほかに定めるべき事項	●重点地区の設定	○	・重点地区候補の中から設定
	●市民等（事業者）の発意による提案制度 →市民等提案の重点地区 →水辺まち並み協定 →界わい協定 →三軒協定	○	・市民等の積極的な参画・協力を支える
	●支援制度	○	・活動や整備への支援
	●公共事業景観ガイドラインの作成	○	・公共サインを含む